

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### ☞ 相続開始前3年以内の贈与

Q：父が死亡する一年半ほど前に、父から有価証券の贈与を受けました。この際に私は贈与税を納付しました。この事は、相続税の計算において考慮されるのでしょうか。

A：相続又は遺贈によって財産を取得した者が、その相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けていた場合には、その贈与財産の価額をその人の相続税の課税価格に加算して相続税を計算します。この適用を受けた人には二重課税とならないように贈与税額控除があります。

この場合に加算される価額は、贈与財産の相続時の価額ではなく贈与時の価額です。但し、その財産が土地や建物（被相続人の住宅用などを除く）で、被相続人によって相続前3年以内に取得されたものであるときは、実際の取得価額を加算します。

贈与税額控除額は次の算式で計算します。

$$\text{控除額} = \frac{\text{贈与を受けた年分の贈与税額} \times \text{相続税の課税価格に加算された贈与財産の価額}}{\text{贈与を受けた年分の贈与財産の合計額}}$$

贈与税額控除額が相続税額よりも多くなっても、既に納めた贈与税の還付はありません。

ご相談者の場合は、お父様から贈与を受けた有価証券の贈与時の価額を相続税の課税価格に加算して相続税の計算がされ、贈与税額控除の適用を受けます。

